

# 第188回 三重県都市計画審議会

## 議 事 録

平成30年8月1日



## 第 188 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 30 年 8 月 1 日 (水)
2. 開会時間 午後 2 時 30 分
3. 閉会時間 午後 3 時 20 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案
  - ・第 1 7 8 1 号議案 四日市都市計画区域区分の変更
  - ・第 1 7 8 2 号議案 四日市都市計画臨港地区の変更
  - ・第 1 7 8 3 号議案 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について  
(菰野町内 産業廃棄物処理施設)

### 7. 出席委員の議席番号及び氏名

- |        |        |               |           |        |
|--------|--------|---------------|-----------|--------|
| 2 番委員  | 村山 顕人  | 東京大学准教授       |           |        |
| 3 番委員  | 松本 幸正  | 名城大学教授        |           |        |
| 4 番委員  | 柳川 貴子  | 三重県建築士会       |           |        |
| 5 番委員  | 浅野 潤憲  | 三重県農業会議会長     |           |        |
| 6 番委員  | 松田 弘子  | 津商工会議所        |           |        |
| 9 番委員  | 林 敬治   | 東海財務局津財務事務所長  | (代理       | 加藤 篤史) |
| 10 番委員 | 勢田 昌功  | 中部地方整備局長      | (代理       | 岩下 友也) |
| 11 番委員 | 幸田 淳   | 東海農政局長        | (代理       | 大井 茂)  |
| 12 番委員 | 富吉 賢一  | 中部経済産業局長      | (代理       | 末吉 敏弘) |
| 13 番委員 | 石澤 龍彦  | 中部運輸局長        | (代理       | 後藤 武夫) |
| 17 番委員 | 中瀬古 初美 | 三重県議会議員       |           |        |
| 18 番委員 | 下野 幸助  | 三重県議会議員       |           |        |
| 19 番委員 | 小島 智子  | 三重県議会議員       |           |        |
| 20 番委員 | 服部 富男  | 三重県議会議員       |           |        |
| 21 番委員 | 中嶋 年規  | 三重県議会議員       |           |        |
| 22 番委員 | 今井 智広  | 三重県議会議員       |           |        |
| 23 番委員 | 水谷 進   | 三重県市議会議長会会長   | (鈴鹿市議会議長) |        |
| 24 番委員 | 寺本 清春  | 三重県町村議会議長会副会長 | (川越町議会議長) |        |

## 第 188 回 三重県都市計画審議会

[事務局]

もう、委員もお揃いになりまして、少し早くございますが、只今から第 188 回三重県都市計画審議会を始めます。

私は本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策担当次長の里でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会にあたり、県土整備部長の渡辺からご挨拶を申し上げます。

[県土整備部長]

県土整備部長の渡辺でございます。委員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、ありがとうございます。

今回の審議会から、新たに委員をお引き受け頂きました皆様にはこの場をお借りして、お礼を申し上げます。又、引き続き委員となっていて頂いている皆様には、継続的なご審議を頂いている案件もありますので、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

三重県では 21 ある都市計画区域について、三重県都市計画区域マスタープランを定めておりますが、現行のマスタープランは 2020 年を目標年としている為、現在 2030 年を目標とする次期のマスタープランの作成を進めている所でございます。このため、平成 28 年度には、県全体で共通する都市づくりの方向性を示しました都市計画基本方針につきまして、また、平成 29 年度には三重県の 5 つの広域圏ごとの都市計画の課題や目標を示した、圏域マスタープランについて当審議会でご審議を賜り、策定をした所でございます。

この基本方針及び圏域マスタープランを踏まえ、都市計画区域ごとのマスタープランの素案を策定していく予定としておりますので、引き続きご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議案は個別の案件でございますが、委員の皆様には専門の分野や日頃のご活動の中でお気付きの点など、様々なご意見ご提言を頂く事をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

[事務局]

それでは、本日の資料について確認をさせていただきます。

皆様方のお手元に届いているかと思いますが、まず、順番に確認させていただきます。

事項書、1 枚目でございます。次に緑色表紙のホッチキス止めの議案書 1 冊でございます。これは事前に配布させて頂いております。もしお忘れでしたら、ご連絡を下さい。

次に、第 187 回三重県都市計画審議会議案書の手続き状況を 1 枚でございます。更に、青色表紙のホッチキス止め、本日スクリーンで説明します資料でございます。

次に、第 189 回三重県都市計画審議会の予定議案概要 1 枚でございます。

次に、三重県都市計画審議会委員幹事名簿 1 枚でございます。

最後、ホッチキス止めしてありますのが、三重県都市計画審議会条例と三重県都市計画審議会運用要綱でございます。ご不足はございませんでしょうか。

それでは続きまして、今回の審議会から新しくご就任頂きました委員の方をご紹介をさせていただきます。9 番委員、東海財務局津財務事務所長・林敬治様でございます。本日は代理で加藤篤史様にご出席頂いております。

[9 番委員]

加藤でございます。よろしくお願ひします。

[事務局]

10 番委員、中部地方整備局・勢田昌功様でございます。本日は代理で岩下友也様にご出席頂いております。

[10 番委員]

どうぞ、よろしく願いいたします。

[事務局]

15 番委員、三重県市長会幹事・竹上真人様でございます。本日は欠席をされております。

18 番委員、三重県議会議員・下野幸助様でございます。

[18 番委員]

よろしく願いします。

[事務局]

19 番委員、三重県議会議員・小島智子様でございます。

[19 番委員]

よろしく願いします。

[事務局]

21 番委員、三重県議会議員・中嶋年規様でございます。

[21 番委員]

中嶋でございます。よろしく願いいたします。

[事務局]

22 番委員、三重県議会議員・今井智広様でございます。

[22 番委員]

よろしく願いいたします。

[事務局]

23 番委員、三重県市議会議長会会長・水谷進様でございます。

[23 番委員]

よろしく願いします。

[事務局]

24 番委員、三重県町村議会議長会副会長・寺本清春様でございます。

[24 番委員]

寺本です。よろしく願いします。

[事務局]

それでは松本会長には三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定により、議長席の方へお願いをいたしますと共に、これから先の進行についてよろしく願いいたします。

[議長]

はい、それでは只今から第 188 回ですね、三重県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

委員の皆様方にはご多用の所ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。今から進行を務めさせて頂きますので、どうぞご協力よろしく願いいたします。

まず、本審議会の議事録署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定によりまして、私の方から指名させて頂きます。今回は第 5 番委員の浅野委員と 6 番の松田委員のお二人をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは本日出席されています委員の人数につきまして、事務局から報告の方をお願いします。

[事務局]

はい、報告いたします。委員総数 24 名中、委任状の提出を頂いております 5 名の代理出席を含めまして、18 名の委員のご出席を頂いております。

[議長]

はい、ありがとうございます。只今ご報告ありましたとおり、出席されています人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条 2 項の規定によりまして、本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入ります前に、まず、審議の公開についてご審議頂きたいと存じます。

三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条 1 項では、非公開とできる場合を規定しておりますが、今回ご審議頂きます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しない為に公開したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声。)

[議長]

はい、ありがとうございました。異議ないと言う事ですので、公開とする事といたします。

それでは本日の傍聴人につきまして、事務局からご説明願います。

[事務局]

本日は報道機関の方が、1 名来られております。以上でございます。

[議長]

それでは傍聴者に入場して頂きますので、しばらくお待ち下さい。

それでは傍聴に際しまして、傍聴の方に注意事項をご説明申しあげます。傍聴者におかれましては、お配りいたしました傍聴要領に従って頂きますようお願いいたします。なお、この規定に違反した時は、注意し、又これに従わない時は退場して頂く場合がございますのでご了承を願います。

それでは審議に入りたいと思っております。

議案の審議に先立ちまして、前回の第 187 回都市計画審議会に関する報告がございますので、事務局からご報告をお願いいたします。

[事務局]

三重県都市政策課の富増と言います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局のほうからですね、前回の手続き状況について、ご説明をさせていただきます。

お手元の方に第 187 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況の方をご覧下さい。去る 3 月 28 日開催いたしました第 187 回三重県都市計画審議会でございますが、2 件をご審議頂きました。

第 1779 号議案圏域マスタープランの内容につきまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランの改定にあたり、広域圏の都市計画の目標を示す圏域マスタープランの内容について調査・ご審議頂きました。平成 30 年 3 月に圏域マスタープランのほうを策定させて頂きましたので、ご報告させていただきます。

続きまして、第 1780 号議案、四日市市内の産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、前回の審議会において、都市計画上支障が無い事をご確認頂きました。そして、平成 30 年 4 月 13 日に許可をされている状況でございます。

以上でございます。

[議長]

はい、ありがとうございました。2つの報告事項という事でもございました。

これに関しましてご質問ご意見がございましたら頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり。)

[議長]

特によろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは議案の審議に移りたいと思います。本日、お手元の事項書ご覧頂きますと議案としては3議案ございます。このうち第1781号議案、四日市都市計画区域の区域区分の変更と、第1782号議案、四日市都市計画臨港地区の変更につきましては、関連しておりますので、一括して審議頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

[議長]

はい、ありがとうございます。それではこの両議案を一括してご審議頂きたいと思っております。

では、両議案に関しまして事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局]

三重県県土整備部都市政策課長の柘屋でございます。

それでは第1781号議案及び第1782号議案を一括してご説明いたします。

第1781号議案は、四日市都市計画区域区分の変更でもございまして、四日市都市計画区域内の市街化調整区域の2カ所を市街化区域に変更する事についてご審議を頂くものでございます。この2カ所のうち、1カ所が第1782号議案の臨港地区の変更に係る案件でございますので、この2議案を一括してご説明申し上げたいと思います。

それではスクリーンをご覧下さい。

まず、第1781号議案、四日市都市計画区域の区域区分の変更について説明申し上げます。

今回の四日市都市計画区域区分の変更につきましては、東名阪自動車道と四日市東インター付近にございます中村地区、四日市港南部にございます四日市地区の2カ所、合計15.4haを市街化区域に編入するものでございます。この2カ所の位置についてはそれぞれスクリーンに示す場所でございます。

議案の概要について説明いたします。中村地区につきましては、現在、市街化調整区域となっておりますが、市街化調整区域に隣接する形で、地区計画に基づく民間開発が進行した区域を、市街化区域に編入するというものでございます。もう1カ所の四日市地区でもございますが、四日市港の第3埠頭先端の耐震強化に伴う、公有水面埋立事業が竣功した事から、港湾施設の整備がなされ、その部分を市街化区域に編入するというものでございます。

次に、それぞれの変更箇所の具体的な内容について説明申し上げます。

まず、中村地区についてでございます。スクリーンはこの中村地区を拡大した航空写真でございます。

始めに、この地区における都市計画決定の経緯についてご説明申し上げます。この当

たり一体は市街化調整区域でございましたが、工業系の土地利用を図る為、四日市市において平成 20 年に黄色に着色された範囲で、地区計画を策定いたしております。これにより開発行為が可能となりまして、造成工事が進みました。

そして平成 25 年には、一定の都市基盤の整備が完了いたしましたので、この内青く変わった部分を市街化区域に編入をいたしました。

平成 28 年には、四日市市は更に工業系土地利用の範囲を広げる為に、地区計画の範囲を、今ご覧のとおり黄色に着色した範囲に拡大をいたしました。拡大した部分というのは、今、お示しします赤で囲んだ部分が増えた部分という事でございます。この部分についても都市基盤の整備が進みましたので、同様に市街化区域に今回拡大するという事でございます。拡大する面積は合わせて 15.3ha となっております。ご覧のとおり 3 つの箇所に分かれておりますけれども、既に拡大した市街化区域の箇所と接しており、一団の工業系土地利用が可能という事になっております。

それでは中村地区の現地の状況を写真でご覧頂きたいと思っております。

航空写真上に矢印で写真方向を指し、順次このような形で現地写真を示してまいりますので、ご覧下さい。

今ご覧頂いている写真は、区域の北西角からの写真でございます。

次に、北側県道沿いに立地してきている工場の状況でございます。

次に、区域内道路からの写真をご覧下さい。

次に、北側県道から調整池越しに見た写真でございます。更に別の角度からもう 1 枚ご覧頂きたいと思っております。

このように今回、市街化編入する部分には既に工場が立地してきておりまして、工業系の土地利用が図られております。以上の事から、都市計画法第 7 条 2 項により規定されている、市街化区域の定義としての既に市街化を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域、これに該当するものと考えられます。

以上で中村地区の市街化区域編入についての説明を終わらせて頂き、四日市地区についての説明に入ります。

まず、スクリーンの航空写真で改めて位置の確認をお願いしたいと思います。

下のほうに赤の線で示した箇所でございますが、ここが今回、市街化区域に編入する所で、四日市港の第 3 埠頭という所の岸壁の部分でございます。この岸壁は航空写真に示しますとおり、青色で示されている第 1 次緊急輸送道路により、病院や消防本部などの主要な防災拠点へと結ばれておりまして、四日市港管理計画においては大規模地震対策施設という事で位置づけられている所でございます。

このため、この岸壁については前面の公有水面を埋立てして補強する事によって、耐震強化岸壁とする為の工事が行われまして、これが平成 27 年 3 月に竣功いたしております。この埋め立てによりまして、港湾施設として都市的土地利用する陸地の部分が新たに生じたという事になりますので、その部分を今回、市街化区域に編入するという事でございます。

それでは更にスクリーンをご覧頂きまして、先程の該当箇所を拡大した図面を示させて頂いております。この①から②という部分で赤色に着色された所が、この耐震強化により張り出した部分でございます。①から②までの延長が約 230m でございます。

それでは次に、この部分の断面図をご覧下さい。今、黄色に着色が変わりました部分が従前の市街化区域でございます。そして、この赤色に変わりました 1.86m の幅の部分が、今回埋め立てて耐震強化による工事を行った所でございます。市街化区域に編入する部分でございます。

なお、この青色の部分でございますが、これは埋め立てた所ではなくて、海面に構造物が張り出している箇所でございますので、ここは市街化区域の編入の対象とはしておりません。編入面積は先程申し上げましたとおり、延長約 230m、幅が 1.86m という事でございますので、約 430 m<sup>2</sup> という事になります。0.1ha 単位で表記をいたしますので、増える市街化区域として、増える面積は 0.1ha という事で表記をさせていただきます。

それでは現場の写真をご覧頂きたいと思っております。赤色着色の部分が、今回埋め立てによって市街化編入をする箇所でございます。先程の、今、青色に変わりました部分が先程申し上げた海面に張り出した、岸壁の構造物という所でございます。

最後に、今回区域区分の変更という事ですので、人口フレームについての説明を補足させていただきます。四日市都市計画区域内の人口のうち、平成 32 年の市街化区域内人口は 29 万 5,000 人という風に推計をされております。一方、現在の市街化区域の規模で収容が可能な人口規模は画面に表示する人口の所に記しております赤色の部分ですが、28 万 8,000 人でございます。その差は 7,000 人という事でございます。これが、市街化区域拡大が可能な人口の保留分という事になります。住居系の土地利用の為に市街化区域を拡大する場合には、この点に留意する事が必要となりますが、今回の変更では工業系、それから商業系の土地利用という事でこの保留人口の変動はございません。

以上で、第 1781 号議案の四日市都市計画区域区分の変更についての説明を終わらせて頂きます。

続きまして、第 1782 号議案、四日市都市計画臨港地区の変更についてご説明申し上げます。

この議案は、先程 2 つ目で説明をさせていただきました、四日市地区の港の部分の市街化区域に編入する箇所について、これを臨港地区として指定する事についてご審議頂くものでございます。

まず、臨港地区についてのご説明を申し上げます。

臨港地区とは、都市計画法第 9 条第 21 項におきまして港湾を管理運営する他に定める地区として位置づけられておりまして、その対象地区は係留施設や荷さばき施設、港湾施設等、港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地区、および、将来これらの施設に供せられる地区として分区条例など、港湾法に基づく必要な土地利用規制が課せられる地区でございます。

次に、四日市港の臨港地区の指定状況ですが前方のスクリーンをご覧下さい。ピンク色で着色されている部分が現在臨港地区として指定されている範囲でございます。面積としては約 1,169.5ha でございます。今回は、先程区域区分の変更で説明させていただきました、市街化区域の編入箇所である四日市地区の一か所、約 0.1ha について臨港地区に追加指定するというものでございます。その結果、面積は全体で 1,169.6ha という事になります。

続いて、拡大図でございます。こちらは該当箇所を拡大した計画図でございます。分区指定につきましては既存の部分からの拡幅という事でございます。条例に基づき既存の部分と同じ商工区に指定される事になります。

以上でスクリーンを用いた説明を終わらせて頂きます。引き続きお手元に議案書をご確認頂きたいと思っております。議案書をご覧下さい。議案書の第 1781 の 1 ページをご覧下さい。これは四日市都市計画区域区分の変更の計画書でございます。

次に、議案書 1781 の 2 ページが新旧対照表でございます。1781 の 3 ページ 4 ページが理由書、1781 の 5 ページが位置図、そして 1781 の 6 ページが中村地区、1781 の 7

ページが四日市地区の計画図でございます。

また、議案書 1782 の 1 ページは四日市都市計画臨港地区の変更に係る計画書でございます。次に議案書、1782 の 2 ページは新旧対照表、1782 の 3 ページが理由書、1782 の 4 ページが位置図、そして 1782 の 5 ページが計画図でございます。

当議案につきましては、都市計画の案を平成 30 年 6 月 11 日から 25 日までの間縦覧に供しました所、意見書の提出はございませんでした。四日市市からは、当件について平成 30 年 7 月 17 日に依存なき旨の回答を頂いています。

以上で第 1781 号議案及び第 1782 号議案の説明を終わらせて頂きます。何卒よろしくご審議頂きます様お願いいたします。

[議長]

はい、ご説明ありがとうございました。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたら頂きたいと思いますが。いかがでしょうか？特にございませんか？

私の方からすみません、1 件だけ、この議案書の例の岸壁の埋め立ての所なんです、実際には 1.86m という事だと思えますが、これ見ると寸法的にはもう少し大きい、例えば 1781 の 7 なんかを見ますと幅がもう少しあるような感じもします。これは実際の寸法で合ってるんですかね？或いは、そこまで精密に図面に落とさなくてもいいと言う事でしょうか？1781 の 7 でございますけども。

[事務局]

こちらの区域でございますが、実測のですね、実測の寸法の方ですね幅を取らせて頂いております。

[議長]

じゃあ、実際に。

[事務局]

実際にこれは 1.86m という事です。

[議長]

正確に表してるって事ですか？わかりました、ありがとうございます。

その他、皆さま方いかがでしょうか？

(「なし」の声あり。)

[議長]

はい、じゃあ特にご異議無いようでございますので、原案が適切であると判断する事について今一度ご異議ございませんでしょうか？

(「異議なし」の声あり。)

[議長]

はい、ありがとうございました。

では、異議が無いという事でございますので、第 1781 号議案、四日市都市計画区域区分の変更及び第 1782 号議案、四日市都市計画臨港地区の変更につきましては、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申させていただきます。

それでは続きまして、事項書に従いまして第 1783 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置について事務局からご説明お願いいたします。

[事務局]

建築開発課の今西と申します。どうぞよろしく申し上げます。

私の方から第 1783 号議案の産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、ご説明をさせていただきます。

当議案につきましては、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づきまして、特定行政庁の三重県から付議させて頂く議案でございまして、産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてご審議を頂くというものでございます。

まず、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づきまして、概要の方をご説明させていただきます。スクリーンの方をご覧下さい。

建築基準法第 51 条では、都市計画区域内においては卸売市場等、その他政令で定める用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築等はしてはならないと規定がされております。

しかし、同条ただし書きにおきまして県が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めて許可した場合については、この限りではないという規定がされております。なお、今回の施設につきましては、民間事業者によるものでございまして、恒久的なものではないという事で都市計画決定ではなく、ただし書きを適用し許可手続きを行うものでございます。

また、その他政令で定める処理施設という事でございますが、建築基準法の施行令第 130 条の 2 の 2 で定められた施設でございまして、廃棄物処理法施行令第 5 条の、所謂一般家庭から出たゴミを処理する一般廃棄物の施設ですとか、事業所から排出された廃棄物を処理する、廃棄物処理法施行令第 7 条の産業廃棄物の施設が該当いたします。

スクリーンの表では、その施行令第 7 条の産業廃棄物処理施設の一覧となっております。

今回ご審議頂きます施設は、8 号の 2 の木くず、又は、がれき類の破砕施設に該当いたしまして、1 日当たりの処理能力が 5 t を超える事から、産業廃棄物処理施設に該当いたします。なお、今回の申請敷地でございますが、工業専用地域にある事から、建築基準法第 51 条の規定に基づきまして、1 日の処理能力が 100 t 超える場合に許可が必要となるものでございます。この事から建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく許可申請が提出され、許可を当審議会において、ご審議を頂くものでございます。

続きまして、建築基準法第 51 条ただし書き許可の流れでございます。左の方から、申請者が受付窓口である市町に許可申請を提出いたしまして、市町が意見書を付しまして県に送付をいたします。県で審査をしまして支障が無いと判断した場合に、都市計画審議会に付議したうえで許可をするという流れになってございます。

なお、下の吹き出しにありますように、県の都市計画審議会では扱う案件は、一番下の産業廃棄物処理施設のみであり、それ以外の卸売市場ですとか一般廃棄物処理施設につきましては、市町の都市計画審議会にて審議がされると言うものでございます。建築基準法第 51 条の都市計画審議会の位置づけに関するご説明は以上でございます。

それでは、本日ご審議を頂く案件につきまして、引き続きスクリーンにてご説明を申し上げます。

まず、施設の概要ですが名称の方は産業廃棄物処理施設、施設は破砕施設でございます。申請者は、株式会社三重菰野グリーンリサイクル、代表取締役樋口徹、位置の方が三重郡菰野町大字千草字大畑 5141 番地の 3、敷地面積が 6,304.74 平米、処理能力が 8 時間当たり 141.32 t という事でございます。

続きまして、許可申請の概要についてご説明を申し上げます。

申請者は、平成 16 年に会社を設立いたしまして、民間開発による、伐採木を始め県

や周辺の市町の道路管理による草木等を受け入れ破碎をしまして、雑草の発生を防ぐ為のマルチング材ですとか堆肥等への再資源化に取り組んでおります。

今回の計画は、申請者の事業地におきまして現在稼働しております、破碎機が老朽化したという事で撤去いたしまして、新たに同機種を購入し入れ替えるものでございます。撤去する破碎機は1日当たり81tの処理能力とされておりましたが、環境局等の指導によりまして、破碎する物の見かけ比重を変更すると共に、破碎する物が通過するスクリーンの大きさを変更したという事から、1日当りの処理能力が計算上141.32tとなるものでございます。なお、処理量の増減は一切ございません。

次に、菰野町の都市計画と申請地の関係でございます。

申請地は、四日市都市計画区域の西の境界付近に位置しております。青色で着色しました部分が工業専用地域になってございます。

次に、位置図により申請地の位置をご説明申しあげます。スクリーンの上の方が北となっております。スクリーンの左下の方に近鉄湯の山線が走っておりますが、その中菰野駅のすぐ上に菰野町役場がございます。申請地は菰野町役場を国道306号線沿いに北上いたしまして、海蔵川を越えた所に位置しているという事でございます。

次に、付近の状況をご覧頂きたいと思っております。スクリーンの左側を南北に走るオレンジ色の線が、国道306号線でございます。沿道の赤で示した敷地が今回の申請の敷地という事になります。なお、青色で着色しましたエリアにつきまして、工業専用地域という事で申請敷地が含まれるエリアになってございます。

配置図でございますが、赤色で囲まれた区域が先程示していました申請地になってございます。申請敷地には敷地の北側が町道34号線から入るという事になっておりまして、敷地入り口に重量を計測するトラックスケール、その右側には一般廃棄物、産業廃棄物の仮置きをする為の仮置きヤード、敷地中央に木くずの破碎を行う為の破碎機稼働ヤード、破碎したチップを仮置きする為のチップ仮置きヤードがございます。

敷地の下側にはチップを発酵させて堆肥にする為の発酵ヤードがございます。発酵させた堆肥のふるい分けを行うふるい分け機のヤードが上にごございます。トラックスケールの左側を上から物置、事務所、それから製造したチップを保管する為の貯蔵庫、堆肥を保管する為の倉庫の建物が並んでございます。また、敷地の右下には発酵ヤードの汚水排水を貯留する為の貯水槽が設置されております。

これが今回設置される破碎施設でございます。移動式となっておりますが、敷地中央に設置をいたしまして原則移動はさせないという事でございます。

それでは、敷地の位置の妥当性につきまして、スクリーンに示します7つの観点において整理をいたしましたので、順にご説明をいたします。

まず、①が上位関連計画及び周辺建物状況等における土地利用の妥当性。②が施設計画、③が事業計画、④が周辺環境に関する影響、⑤が搬出搬入路、⑥が関係法令への手続き、最後⑦が地元との協議における妥当性という事でございます。

まず始めに、上位関連計画及び周辺建物状況等における土地利用の妥当性についてご説明をいたします。

まず、菰野町の都市マスタープランとの整合性についてご説明をいたします。スクリーンには、菰野町都市マスタープランの地区別構想の表示をしております。赤点で示しました位置が申請地になります。この赤点が含まれます水色のエリアが工業エリアでございまして、都市マスタープランにおいて、周辺環境に配慮した工業街区の位置形成に努める事と位置づけられております。

この事から今回の計画は、菰野町の都市マスタープランと整合しているという事が言

えると思います。

また、申請地の周辺状況でございますが、申請地は敷地境界線から最も近い民家で約140m、集落とは約200m離れておりまして、最も近い教育施設である千種小学校とは約1km離れており、一定の距離が保たれているという事でございます。

以上によりまして、今回の計画は土地利用において妥当であると判断をしております。

次に、②の施設計画の妥当性についてでございます。処理工程の方ですが、トラックスケール計量後、一般廃棄物と産業廃棄物を仮置きヤードに一時保管をいたしまして、順次破砕機稼働ヤードで破砕機にかけましてチップ化をいたします。仮置きヤードにチップを置きまして、その後マルチング材として製品化するほか、チップの一部を発酵ヤードで発酵させ、堆肥にしてふるい分け機にかけて製品化をいたします。

これら工程に必要な建築物ですとか、敷地につきましては規模や用途に変更はなく、今回の破砕機の入替えによる廃棄物の処理量に増減が無いという事から操業に支障が無い。この事から処理に必要な施設を有しており、また、必要な各スペースが確保されている事から、施設計画は妥当であると判断をしております。

次に、③の事業計画の妥当性についてでございます。作業員は4人、作業時間は午前8時から午後5時まで、休憩時間1時間を除きました8時間という事になっておりますが、実質的には1日3回機器のメンテナンスを行いますので、破砕機の1日の稼働時間は6時間程度という事になります。又、廃棄物の最大受け入れ計画量は、従前と変更が無い一月当たり約1,000tという事で月当りの破砕機の実稼働日数は20日程度を見込んでおりまして、十分に処理できる計画となっております。以上の事から、操業体制において問題ない為、事業計画において妥当と判断をしております。

次に、④の周辺環境に関する影響の妥当性についてでございます。騒音、振動につきましては、当該敷地が工業専用地域にあります事から三重県生活環境の保全に関する条例の指定対象外となっております。粉塵につきましては、作業時に散水を行う他、強風時には作業を中止する事から飛散の恐れはございません。更に、これら騒音、粉塵につきましては、敷地外周に設置をしました高さ3mの壁により、軽減がなされるものと考えております。なお、騒音、振動、粉塵につきましては、廃棄物処理法の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の審査基準となっております。現在手続きが行われております。

続いて、悪臭についてでございますが、こちらにつきましては悪臭防止法によりまして規制基準を遵守しておりまして、菰野町において監視がされております。又発酵ヤードの雨水につきましては、全て貯水槽において貯留をいたしまして、堆肥化の際に発酵促進水として循環利用しており場外に排出する事がございません。

以上の事から周辺環境に与える影響を低減する体制がとられておりまして、関係法令に適合している事から周辺環境対策は妥当と判断をしております。

次に、⑤の搬出搬入路の妥当性についてでございます。現在の作業台数は、公共事業に係る車両に加えまして乗用車、軽トラック等の個人車両が多く、一般廃棄物、産業廃棄物合わせまして多い時でも、1日当り最大80台程度でございます。周辺道路における交通には影響を生じさせていないという事でございます。今回の破砕機の入替えに伴いまして、廃棄物等の搬出搬入路に変更はございません。搬出搬入車両台数も変更が無いという事でございます。又、搬出搬入路沿道には人家は無く、通学路にも指定がされていないという事で、搬出搬入路は妥当と判断をしております。

次に、⑥の関係法令の手続きにおける妥当性についてでございます。環境部局との協議におきましては、三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく事前協議をするようにお

りまして、産業廃棄物施設の設置の変更許可に向けて、現在手続きを行っておりまして、建築基準法の第 51 条ただし書き許可と同時許可をする予定となっております。又、道路維持管理活動等に伴いまして発生した伐採木ですとか一般家庭の剪定木等、一般廃棄物に該当するものも今回の破碎施設で扱うという事から、一般廃棄物の処理施設の建築基準法の 51 条ただし書きの許可について、平成 30 年 2 月 27 日に菰野町の都市計画審議会の議を経まして、同年 3 月 20 日に許可がされております。以上によりまして、関係法令の手続きにおいて妥当であると判断をしております。

最後に、⑦の地元との協議における妥当性についてでございます。今回の破碎機の変更につきまして、平成 30 年 5 月 12 日に工業団地関係区であります、岡区及び福松区の区長さんに説明を行いまして、了承を得ております。又、菰野町からも敷地の位置につきましては、都市計画上支障が無い旨の意見を受けております。以上によりまして地元及び菰野町との協議において、妥当であると判断をしております。

以上 7 点によりまして妥当性を判断し、都市計画上支障が無いと認められると判断をしております。スクリーンを用いた説明は以上でございます。

続きまして、お手元の議案書のご説明をさせていただきます。議案書の 1783 の 1 ページから 1783 の 3 ページまでにつきましては、先程スクリーンを用いてご説明いたしました内容のとおり、当該処理施設等の概要と、都市計画上支障が無い旨の判断した理由を記述しております。

続いて、1783 の 4 ページから 1783 の 9 ページ迄は、先程スクリーンによりご説明いたしました各図を添付をいたしております。以上で第 1783 号議案の説明を終わりたいと思います。

それではよろしくご審議下さいますようお願いを申し上げます。

[議長]

はい、ご説明ありがとうございました。只今の議案に関しまして、ご質問ご意見等ございましたら、頂きたいと思いますが、いかがでしょうか？よろしいですか？今回機器を入れ替えただけ、新しく入れ替えただけと、あと見かけ上の計算の仕方が変わったという事で、今回ひっかかってきたという事でございます。大きな問題は無いんだろうなと思っております。地元の説明会でもご了承頂いてると思うんですが、それでは特にご異論無いようでございますので、原案が適切と判断する事でご異議ございませんでしょうか？

(「異議なし」の声あり。)

[議長]

はい、ありがとうございました。それでは、異議がございませんので第 1783 号議案、産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、原案が適切であると判断いたします。特定行政庁三重県知事に原案どおり答申いたしたいと思っております。

最後に、次回審議会についてのご連絡を事務局からお願いいたします。

[事務局]

それでは、お願いします。予定議案の説明に入ります前に、次回第 189 回三重県都市計画審議会の開催時期についてご説明させていただきます。例年でございますと、10 月に審議会を開催しておりますけれど、今現在ですね 10 月の審議会に予定している議案については、ございません。従って 10 月は今の所実施しない予定でございます。

次回審議会につきましては、12 月下旬を予定しております。日時につきましては 12

月 27 日の木曜日の午後、場所は本日の会議と同じ場所、アスト津アストホールで開催する事を予定しております。また、ご参集の程どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料がございます、1 枚物でございますが、第 189 回三重県都市計画審議会予定議案概要をご覧ください。予定議案につきましては、現在 1 議案でございます。1 番、桑名都市計画区域区分の変更について、ご審議頂く予定でございます。桑名市多度町の力尾地区の、多度力尾土地区画整備事業区域内におけます、市街化区域編入についてでございます。説明としましては以上でございます。

[議長]

はい、ありがとうございました。只今の連絡事項につきまして何かございますか？よろしいでしょうか？次回 12 月 27 日の午後と言う事ですので、どうぞよろしくご来館下さいますようお願い申し上げます。以上で予定の議案全て終了いたしました。皆様方の円滑なご審議感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返しいたします。

[事務局]

議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様方には熱心にご審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

これを持ちまして第 188 回都市計画審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(終)